

最上町農業委員会第11回総会議事録

日 時 平成30年4月25日(水)午後4時00分～
場 所 最上町役場3階第1会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(11名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	3番 中 寫 聡
4番 奥山定次郎	5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣
7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明	10番 小林吉雄
11番 二戸孝一	12番 後藤一男	

2. 欠席委員(1名)

9番 渡邊紀栄

3. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃	事務局次長 荒木広康
前事務局次長 金田敏幸	事務筆耕 大澤真由美

4. 会議に付議した事項

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議案第3号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

議 長 : ただ今より、平成 30 年度最上町農業委員会第 11 回総会を開会いたします。本日は 9 番委員の委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議 長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議 長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは、10 番委員、11 番委員両名にお願いいたします。

それでは、日程第 3、議事に入ります。

【議 事】

議 長 : 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同条第 1 項の規定により可否を決定しようとするものである。平成 30 年 4 月 26 日提出。

(議案第1号について朗読説明1件)

議 長 : ただ今、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明がありました。審議をお願いします。ご意見ご質問はございませんか。

議 長 : 無いようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成30年4月25日提出。

(議案第2号 朗読説明1件)

議 長 : ご苦労様です。議案第2号については、調査員報告がございます。7番委員をお願いします。

7番委員 : 事務局と調査に行ってきました。8ページの地図を見てください。申請地は、3年程前より行われている砂利採取地の道路向いにあり、転作田として活用されているようでした。今までのように安全面を配慮してもらって、近傍には影響がないと判断してきました。以上です。

議 長 : ご苦労様でした。それでは、議案第2号についてご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 : 無いようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。次に、議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 議案第3号「農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成30年4月25日提出。
(議案第3号 朗読説明 10件)

議長： ただ今事務局より、議案第3号「農用地利用集積計画について」10件の議案がありますが、1番は当事者がおりますので、2番から10番までの案件について審議をお願いいたします。質疑はございませんか。

(2番委員挙手)

2番委員： 3番と5番についてですが、面積の表記が「の内」とあるのですが、どの部分ですか。

事務局： 面積に関しては、地積の面積ではなく実際に耕作している面積で契約をしているので、「の内」と表記しました。

議長： 細目書の面積を表記しているということです。よろしいでしょうか。

2番委員： はい。

議長： 他にございませんか。ないようですので議案第3号の2番から10番の案件につきました採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって議案第3号の2番から10番までは原案のとおり決定いたしました。続きまして、1番の案件ですが、会議規則第11条により当事者退席の審議となっております。

(当事者退席)

それでは、議案第3号の1番の案件について質疑をお願いいたします。ございませんか。

議長： ないようでしたら、採決をいたします。議案第3号の1番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第3号の1番については、原案のとおり承認されました。

(退席者着席)

【閉 会】

議長： 以上で本日の議案審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。よって、平成30年度最上町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

上記総会の顛末を録し相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年4月25日

会 長

署名委員

署名委員
